

東 自 監 第 8 3 号  
東 自 保 第 3 6 号  
令 和 4 年 8 月 1 7 日

公益社団法人岩手県トラック協会会長 殿

東北運輸局自動車交通部長  
( 公 印 省 略 )

東北運輸局自動車技術安全部長  
( 公 印 省 略 )

#### 運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運送事業者には、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、特定の運転者（新たに雇い入れた者、65 歳以上の者及び死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした者）に対し、それぞれ初任、適齢、特定の各適性診断を受診させることが義務付けられています。

しかし、東北運輸局管内で実施された監査において依然として適性診断未受診の違反が確認されており、令和 3 年度に行政処分等を行った事案において、運行管理関係にかかる違反件数の約 13%を占めることが判明しました。

つきましては、貴会会員事業者に対し、対象となる運転者に確実に適性診断を受診させるよう、改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、国土交通大臣の認定を受けた適性診断実施機関は、以下の URL または QR コードよりご確認ください。

#### 【(独)自動車事故対策機構】

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/list\\_nasva.html?keepThis=true&TB\\_iframe=true&height=500&width=600](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/list_nasva.html?keepThis=true&TB_iframe=true&height=500&width=600)



#### 【他の実施機関】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>



※ 診断の実施時期や受診予約については、各実施機関へお問い合わせください。